

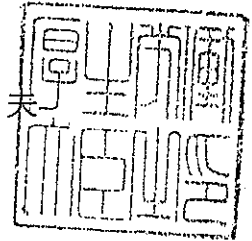
厚生労働省発食安第 0216011 号

平成 19 年 2 月 16 日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同項ただし書に規定される同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき定
められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3
器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の「2 強度等試験
法」に新しい試験法を設けるとともに、E 器具又は容器包装の用途別規格の「1
容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下この項にお
いて同じ。）の容器包装」の（4）について、箱状等の容器包装においては上記
の新しい試験による強度評価を適用することができる旨の変更を行うこと。

